

本ストラップピンを他機種へ流用するための条件

本ストラップピンの目的は、ギブソン・ヒストリックコレクション、およびトゥルーヒストリックに対し、ギターを改造せずにシャーラー・ロックピンの使用を可能とすることです。

シャーラー・ロックピンを使用するためには、シャーラー・ロックピン用ストラップピンをシャーラー・ロックピン付属の木ネジを利用してギターに固定する必要があります。

通常、このシャーラー・ロックピン付属の木ネジは、純正ストラップピンを固定するための純正ネジとはサイズ、長さが異なるため、ギター本体に新たなネジ加工を行う必要が生じます。

ギター本体への新たなネジ加工を避けるため、純正ストラップピンの固定に使用されている純正ネジを利用してシャーラー・ロックピンを使用できる様にしたものが、本ストラップピンとなります。

本ストラップピンにおきましては、純正ネジを使用した場合、ストラップピン下部から飛び出すネジ長さが純正ストラップピンを使用した場合と同一となる様に設計されています。すなわちギター本体に加工されている純正ピン取付用のネジ穴が無加工で使用できることとなります。

また、シャーラー付属ネジは、そのネジ頭部形状が皿頭となっています。一方、純正ネジの頭部形状は丸皿頭となっています。本ストラップピンは、純正ネジの頭部形状である丸皿頭であってもロックピンがロックされる構造となっております。

前述のとおり、本ストラップピンは、ギブソン・ヒストリックコレクション、およびトゥルーヒストリックに使用されている純正ストラップピン、および純正ストラップピン固定用の純正ネジの組み合わせに対し、その交換用として設計されております。

本書におきましては、ギブソン・ヒストリックコレクション、およびトゥルーヒストリック以外の機種に対し、本ストラップピンが、その機種に使用されているストラップピン取付ネジを用いてギター本体のネジ穴を加工すること無く取付可能となるための条件を記しております。

この条件といたしましては、その機種に使用されているストラップピン、およびストラップピン固定用ネジの両者が、各々以下の条件を同時に満たす必要があります。

1. ストラップピンの寸法が以下のとおりであること。

- a. ストラップピンの固定用ネジが収まる部位の高さ(ネジ頭上部が凸になっている場合(丸皿頭)、その凸部を除いた下部が収まる部位のストラップピン高さ)が「9mm」であること(図1、参照)。

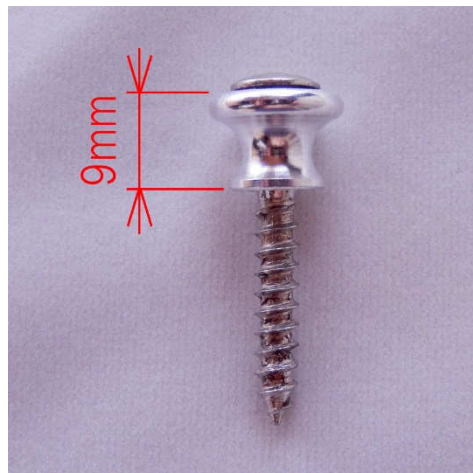


図1

- b. ストラップピンのネジ頭が収まる部位の直径が $\phi 8.5$ であること (図 2、参照)。



図 2

- c. ストラップピンのネジ部が収まる貫通穴の直径が $\phi 4.5$ であること (図 3-1、3-2、参照)。



図 3-1

(ストラップピン上面)



図 3-2

(ストラップピン底面)

なお、ストラップピンの外形は任意の形状で構いません。すなわち、図 1～図 3-2 と同一の外形である必要はありません。あくまでも、ストラップピンの上述いたしました箇所の寸法が上記のとおりであることが必要となります。

2. ストラップピン固定用ネジサイズの形状、および寸法が以下のとおりであること。

- a. ネジ頭部形状が、「皿頭」(図4、参照)、もしくは「丸皿頭」(図5、参照)であること(「丸頭」では無いことに注意してください)。



図4 (皿頭)



図5 (丸皿頭)

- b. ネジ頭部の広がり角が 90° であること (図6、参照)。

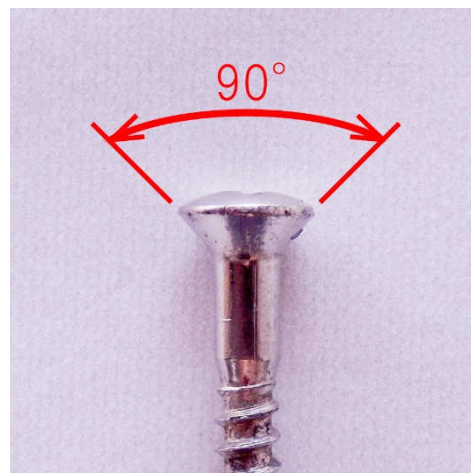


図6

- c. ネジ頭部径が、 $\phi 8.2$ 以下であること (図7、参照)。

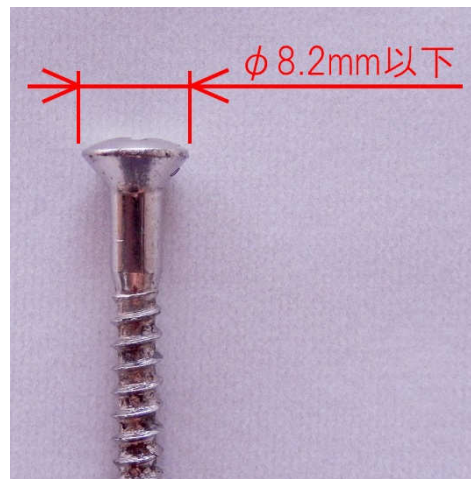


図7

d. ネジ呼び径が、 $\phi 4.1$ 以下であること（図 8、参照）。



図 8

繰り返しとはなりますが、ストラップピン、およびストラップピン固定用ネジの両者が、同時に上記の条件を満たすことが必要となります。どちらか一方のみが上記の条件を満たす場合、本ストラップピンを目的どおりに使用することはできません。

上記におきましてご不明点、もしくはご確認されたい事項がございましたら、ご遠慮無くホームページ「お問い合わせ」内の「商品のお問い合わせ」よりご連絡くださいます様、お願い申し上げます。

以上.